# 平成22年度

定期監査報告書

宇治田原町監査委員

平成23年3月28日

### 1. 監査等を実施した監査委員

字治田原町 代表監査委員 垣内 大平 字治田原町 議選監査委員 垣内 秋弘 字治田原町 議選監査委員 森田 木一

#### 2. 監査の種類

地方自治法第199条第4項並びに宇治田原町監査基準第14条第1号に基づく 定期監査

#### 3. 監査等の概要

- ①「不納欠損」
  - (1)監査の実施日平成22年7月27日
  - (2) 監查対象

「一般会計及び各特別会計不納欠損」

- (3) 監査の視点
  - 監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する 各会計の不納欠損の生じている事象の1~2つを監査し、全体に おいて適正に事務が執行されているかを確かめる。

照合・・・不納欠損処分書、不納欠損処理に至るまでの関係書類の記録を相互 に突き合わせ、記録、金額、処分などの正否を確かめる。

- ②「団体補助金」
  - (1)監査の実施日平成22年11月25日
  - (2) 監査対象

「町社会福祉協議会補助事業」

- (3) 監査の視点
  - ・監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する 「町社会福祉協議会補助事業」の補助金交付事務を監査することに より、宇治田原町補助金等交付事務の執行の適正性を監査する。

照合・・・補助金交付申請書等、関係書類などの記録を相互に突き合わせ、記録、金額などの正否を確かめる。

## 4. 監査等の結果

①「不納欠損」

「不納欠損」について、定期監査を行ったところ、不納欠損処分に至るまでの処理 等は適正に執行されており、不納欠損処分書等関係書類の記録も正確であり、適正 な執行であると認められる。一方、公平性の観点からも税及び保険料、各種使用料 などの徴収についても、各家庭の状況を十分把握したうえで継続して徴収努力に取 り組まれることを望むものである。

②「団体補助金」

「町社会福祉協議会補助事業」について、定期監査を行ったところ、補助金交付事務 は適正に執行されており、補助金交付申請書等、関係書類などの記録も正確であり、 適正な執行であると認められる。